

第6章

推進体制

第1節 計画の推進体制

本市の環境に関する将来像の実現に向けて、本計画に基づく各種施策を市・市民・事業者がそれぞれの役割分担と責任のもと、相互に協力しながら推進します。

市は、環境基本計画の進捗状況についての年次報告書を作成し、環境対策審議会に報告するとともに、これを公表して、広く市民・事業者へ本市の環境の現状を周知します。

なお、広域的な対応が求められる環境問題に対しては、国や県、他の市町村などと連携し、環境問題の解決に向けた対策を推進します。

1. 各主体の役割

1-(1) 市民

市民は、本計画において、中心的な役割を担っています。人間と環境との関わりについての理解を深め、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていくための環境保全活動を自主的・積極的に進めます。

1-(2) 事業者

事業者は、その事業活動が環境に深く関わっていることを認識して、より良い地域環境を守るため、積極的な取り組みが必要です。事業活動における環境負荷の低減や、地域の環境保全活動への自主的・積極的な参加を進めます。

1-(3) 各種団体

各種団体（衛生自治会や校区公民館など）は、市民や事業者によって組織されます。それぞれの場所で環境活動を行うことで環境保全に大きな役割を果たします。

2. 市

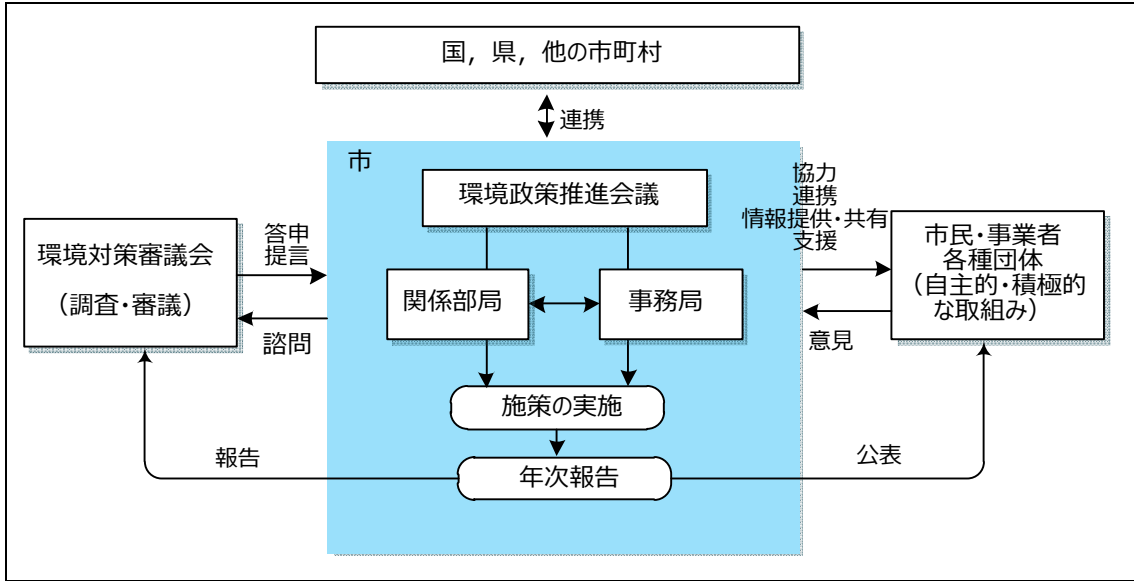
2-(1) 環境政策推進会議

本市における環境政策の推進・進行管理を担う機関として、環境政策推進会議を設置し、下部組織である作業部会から、環境基本計画の取組みの実施状況、分析結果などの報告を受け、取組み内容、取組み方法などの見直しを行います。

2-(2) 環境対策審議会

学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関などで構成し、市長の諮問に応じて、環境対策の基本方針の樹立、公害の予防対策や被害対策、環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告などの内容に関する審議を行います。

▼図表5-1 推進体制



第2節 計画の進行管理

本計画での環境に関する将来像の実現のためには、目標の達成状況を定期的に評価し、目標達成に向けた進行管理を進めていくことが必要です。そのために、環境目標チェックシートとアンケート調査を進行管理ツールとして活用し、環境の現況と本計画に基づく施策の進行状況を明らかにするための年次報告書を毎年とりまとめます。

また、各主体による幅広い取組みが行われるためには、環境に関する情報が共有される必要があります。広報誌や行政放送、ホームページなどにおいて、環境に関する情報や環境活動への参加の呼びかけ、年次報告書の公表など情報発信を積極的に行います。

1. 進行管理ツール

1-(1) 環境目標チェックシート

本計画の環境施策の達成度を担当部署ごとに毎年チェックし、進行状況を把握します。この結果は、統一された形で継続的に実績を管理し、年次報告書として取りまとめ、市民に分かりやすい形で公表します。

1-(2) アンケート調査など

市民の環境に関する意識や本計画に対する満足度などを把握するため、必要に応じてアンケート調査を実施します。アンケート調査を実施した場合、市はその結果を環境基本計画に反映するように努めます。

2. 年次報告書の作成と公開

市は、本計画の進行状況を明らかにするため、毎年年次報告書を取りまとめます。年次報告書には、進行管理ツールによって把握した環境の現状を記載します。この年次報告書は環境対策審議会に報告するとともに、市民に公開し、必要に応じて計画内容の見直しを行い、本計画の一層の推進を図ります。